

松江市監査委員条例等の一部を改正する条例

(松江市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 松江市監査委員条例（平成 17 年松江市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(請求等による監査) 第 5 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項及び法第 242 条第 1 項の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに法 <u>第 243 条の 2 の 9 第 3 項</u> の規定による監査の要求があったときは、10 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、法第 75 条第 1 項及び法第 242 条第 1 項の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項及び第 7 項の規定による監査の要求に併せて監査委員の監査に代えて法第 252 条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求められたときは、この限りでない。	(請求等による監査) 第 5 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項及び法第 242 条第 1 項の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに法 <u>第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u> の規定による監査の要求があったときは、10 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、法第 75 条第 1 項及び法第 242 条第 1 項の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項及び第 7 項の規定による監査の要求に併せて監査委員の監査に代えて法第 252 条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求められたときは、この限りでない。

(松江市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 松江市公営企業の設置等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 357 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により企業の業務に従事	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により企業の業務に従事

する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。
---	---

(松江市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 松江市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 365 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)<u>第 243 条の 2 の 9 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)<u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

(松江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 4 条 松江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年松江市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)<u>第 243 条の 2 の 8 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員(法<u>第 243 条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)<u>第 243 条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員(法<u>第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以

下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1)～(4) 略	下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1)～(4) 略
---	---

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。